

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令の番号	昭和39年法律第134号						
許認可等の種類	特別児童扶養手当の受給資格認定	根拠条項	第5条						
審査基準	受給資格の認定については、法第2条第1項及び第5項、法第3条及び「特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令」第1条第3項により行う。								
	受付機関	市町村	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	30日	NO	